

令和3年4月1日

保護者様

赤磐市立桜が丘中学校  
校長 村松 敦

## 警報発令時の生徒の安全措置について（お知らせ）

標記の件につきまして、次のように対応します。安全確保のために万全を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 関係する警報  
（以下の警報が赤磐市に発令された場合）

「特別警報」 「暴風警報」 「大雨警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」

※ 放送局等によっては、東備地域の一部に警報が発令された場合でも東備地域に〇〇警報発令と標記される場合もありますので、お手数ですが、インターネット等で、赤磐市に警報が発令されているかどうかをご確認ください。

- 2 警報発令時における安全措置

発令状況	安全措置
午前7時の時点で警報発令中の場合	臨時休業日とする。
学校にいる時間に警報が発令された場合	安全を確認のうえ、速やかに帰宅させる。

- 3 その他

- その他の警報が発令された場合は、十分気をつけて登校させてください。
- 特別警報等、場合によっては、保護者の方に付き添っていただく必要が生じるかもしれません。そのときは、学校から連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。
- 幼稚園や小学校とは対応が異なる場合もありますので、ご注意ください。
- 午前7時から始業時間までに警報が発令された場合は、必要に応じて対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。午前7時以降に臨時休業を決めた場合保護者の皆様に給食の食材費の一部をご負担いただく場合も考えられますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 上記の対応を原則にしますので、学校への個別のお問い合わせはご遠慮ください。